

○ 農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領（令和7年12月17日付け7農振第2127号農林水産省農村振興局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第5 事業の実施手続等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業の実施手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>みどりチェック</u>」のチェックシートの作成等について</p> <p>ア 事業実施主体は、参考様式第1号の「<u>みどりチェック</u>」チェックシート（以下「<u>チェックシート</u>」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付して提出するものとする。</p> <p>また、実績報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、要綱第17の実績報告書に添付して提出するものとする。提出は、取組初年度の提出を基本としつつ、すべてのチェック項目の確認を初年度に行うことが難しい場合には、事業完了までの可能な限り早い時期に提出するものとする。</p> <p>なお、チェックシートを提出した者から抽出して、<u>農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。</u></p> <p>イ <u>GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでアの手続きを省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) JGAP（農産・畜産）</u></p>	<p>第5 事業の実施手続等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業の実施手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>環境負荷低減</u>のチェックシートの作成等について</p> <p>事業実施主体は、参考様式第1号の<u>環境負荷低減</u>のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付して提出するものとする。</p> <p>また、実績報告の際は、<u>参考様式第1号の環境負荷低減</u>のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、<u>当該チェックシートを要綱第17の実績報告書に添付して提出するものとする。</u>提出は、取組初年度の提出を基本としつつ、すべてのチェック項目の確認を初年度に行うことが難しい場合には、事業完了までの可能な限り早い時期に提出するものとする。</p> <p>なお、<u>農林水産省の職員は、チェックシートを提出した者から抽出して、環境負荷低減の取組の実施状況の確認を行うこととする。</u></p> <p>(新設)</p>

(イ) ASIAGAP

(ウ) GLOBALG. A. P.

(エ) 国際水準GAPガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県GAP（ただし、農産のみ。）

(参考)

対象となる都道府県GAP は、下記の農林水産省のウェブサイトに掲載しているので、参考とされたい。

○国際水準GAP ガイドラインに準拠したGAP

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

ウ なお、都道府県自身が事業実施主体となる場合には、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。

(4) ・ (5) (略)

4 (略)

(新設)

(4) ・ (5) (略)

4 (略)

(参考様式第1号)

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック欄 (事業申請時)	チェック欄 (事業申請時)	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
		エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討

(参考様式第1号)

①農業生産基盤情報通信環境整備事業は、事業実施期間中において、次の1から4までの取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます）

②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に✓を記入してください

③本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

		チェック欄 (事業申請時)	チェック欄 (事業申請時)
1	エネルギーの節減 ○施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。(該当しない□) ○省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）。(該当しない□) ○環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。(該当しない□)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 ○プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。(該当しない) ○資源の再利用を検討する。(該当しない) ○食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。(該当しない□)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	生物多様性への悪影響の防止 ○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。(該当しない□) ○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/>	悪臭及び害虫の発生防止		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水質汚濁防止法を遵守する。(該当しない□)
	<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める			
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分				
	<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理			
	<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討			
生物多様性への悪影響の防止		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 環境関係法令の遵守 <input type="checkbox"/> みどりの食料システムを理解する。 <input type="checkbox"/> 適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様 性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。 <input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努め る。 <input type="checkbox"/> 機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努め る。(該当しない□) <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める。	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める				
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守				
<p>②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。</p>					
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 <p style="text-align: center;">上記について、確認しました → <input type="checkbox"/></p> </div>					

附 則

- この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- この通知による改正前の農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。